

# 致交通事故 被害人及其家属

交通事故にあわれた方へ

香川県警察

香川県警察

# 目 录

## 目 次

- 刑事程序概要 … 1  
    刑事手續の概要
- 配合捜査的請求 … 6  
    捜査への協力のお願い
- 警察的被害人支援 … 8  
    警察による被害者支援
- 汽车保険 …11  
    自動車保険制度
- 由各种支援和救济机构实施的福利制度 …16  
    各種援助・救済機関が行う福祉制度
- “公益社団法人香川被害人支援中心”的支援 …18  
    「公益社団法人かがわ被害者支援センター」による支援

※本手册将犯罪被害人及其家属和遗属统称为“被害人等”。

交通事故の被害にあわれた方やそのご家族・ご遺族の方をこのパンフレットでは、「被害者等」と記載します。

# 刑事程序概要

## 刑事手続の概要

交通事故发生后，将通过如下流程对加害人进行处罚。

交通事故が発生した場合、次のような流れで加害者を処罰します。

### 加害人为成人的情况

#### 加害者が成人の場合

捜 査
捜 査

捜査是指通过收集证据来确定加害人，并明确事实，为解决案件所进行的活动。

証拠を集めることにより加害者を特定し、事実関係を明らかにして、事件を解決するために行う活動を捜査といえます。

警察根据搜查逮捕加害人之后（在此情况下，加害人称为“嫌疑人”），将嫌疑人连同证据一起送交检察官。

这称为“解送”。

警察では、捜査に基づいて加害者を検挙した場合（この場合の加害者を「被疑者」と言います。）は、証拠とともに被疑者を検察官に送ります。これを事件送致といえます。

#### ● 逮捕嫌疑人时

##### 被疑者を逮捕した場合

警察在必要的情况下逮捕嫌疑人后，在 48 小时以内将其送交检察官。

警察は、必要な場合には被疑者を逮捕してから 48 時間以内に、その身柄等を検察官に送致します。

#### ● 不逮捕嫌疑人时

##### 被疑者を逮捕しない場合

在嫌疑人不可能逃跑的情况下，则不逮捕嫌疑人，进行调查取证，然后将调查结果送交检察官。

被疑者が逃走するおそれがない場合などには、被疑者を逮捕しないまま取り調べ、証拠を揃えた後、捜査結果を検察官に送致することとなります。

## 起 訴 起 訴

收到解送的检察官根据警察送来的文件和证据来决定是否对嫌疑人提起公诉。

送致を受けた検察官は、警察から送致された書類や証拠に基づいて、被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を行います。

提起公诉的，称为“起诉”，不提起公诉的，称为“不起诉”。

裁判にかける場合を「起訴」、裁判にかけない場合を「不起訴」といいます。

此外，在起诉中，有按通常公开法庭进行审判的“公审申请”和对一定轻微犯罪仅实施书面审理的“略式命令申请”等。被起诉的嫌疑人称为“被告人”。

また、起訴には、通常の公開の法廷での裁判を請求する公判請求と、書面審理により罰金や科料を命ずる裁判を請求する略式命令請求等があり、起訴された被疑者を「被告人」といいます。

## 公 審 公 判

起诉嫌疑人并决定公审日之后，将进行审理，并做出判决。

被疑者が起訴され、公判が開かれる日が決められた後、審理が行われ、判決が下されます。

検察官や被告人が判決内容不服，则进一步诉至上级法院（高等法院等）。

判決について、検察官や被告人がその内容に不服がある場合には、さらに上級の裁判所（高等裁判所など）に訴えることができます。

有可能请被害人和其他人作为证人出庭作证。

被害者等の方々には、証人として公判で証言していただくことがあります。

## 少年案件（14 岁以上至未满 20 岁的情况）

### 少年事件（14 歳以上 20 歳未満の場合）

捜 査  
捜 査

如果年龄 14 岁以上的少年犯有法定刑为徒刑、监禁等较重犯罪的情况（法律和法规规定的处罚），将案件移送检察厅。检察官在实施审讯等必要搜查后，就如何处分少年附加意见，将案件移交家庭法院。

14 歳以上の少年については、法定刑（法令が規定している刑罰）が懲役・禁錮等の比較的重い犯罪を犯した場合は、検察官に事件を送り、検察官は取調べをした後、少年をどのような処分にするのがよいかの意見を付けて、事件を家庭裁判所に送ります。

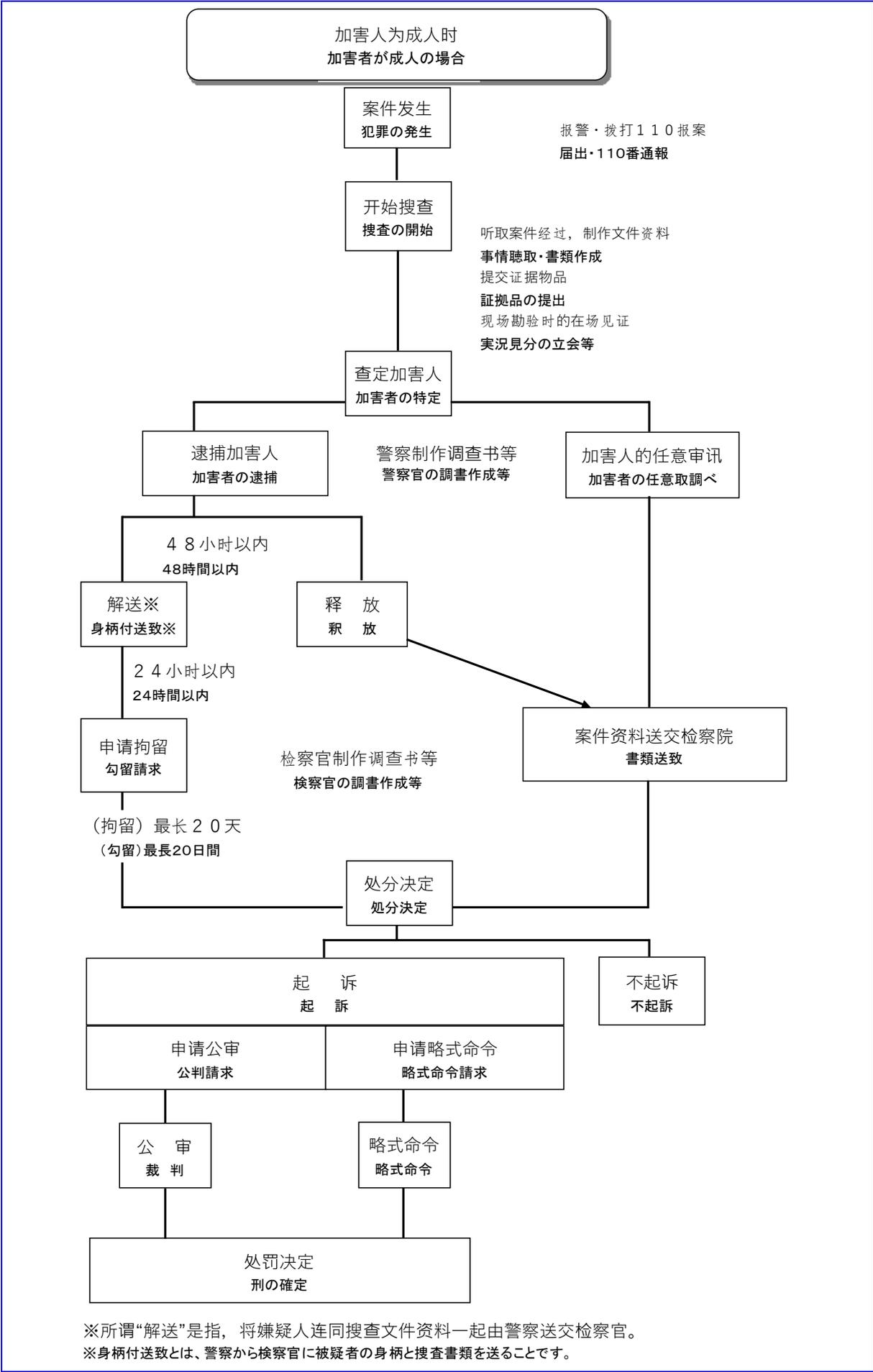
審 判  
審 判

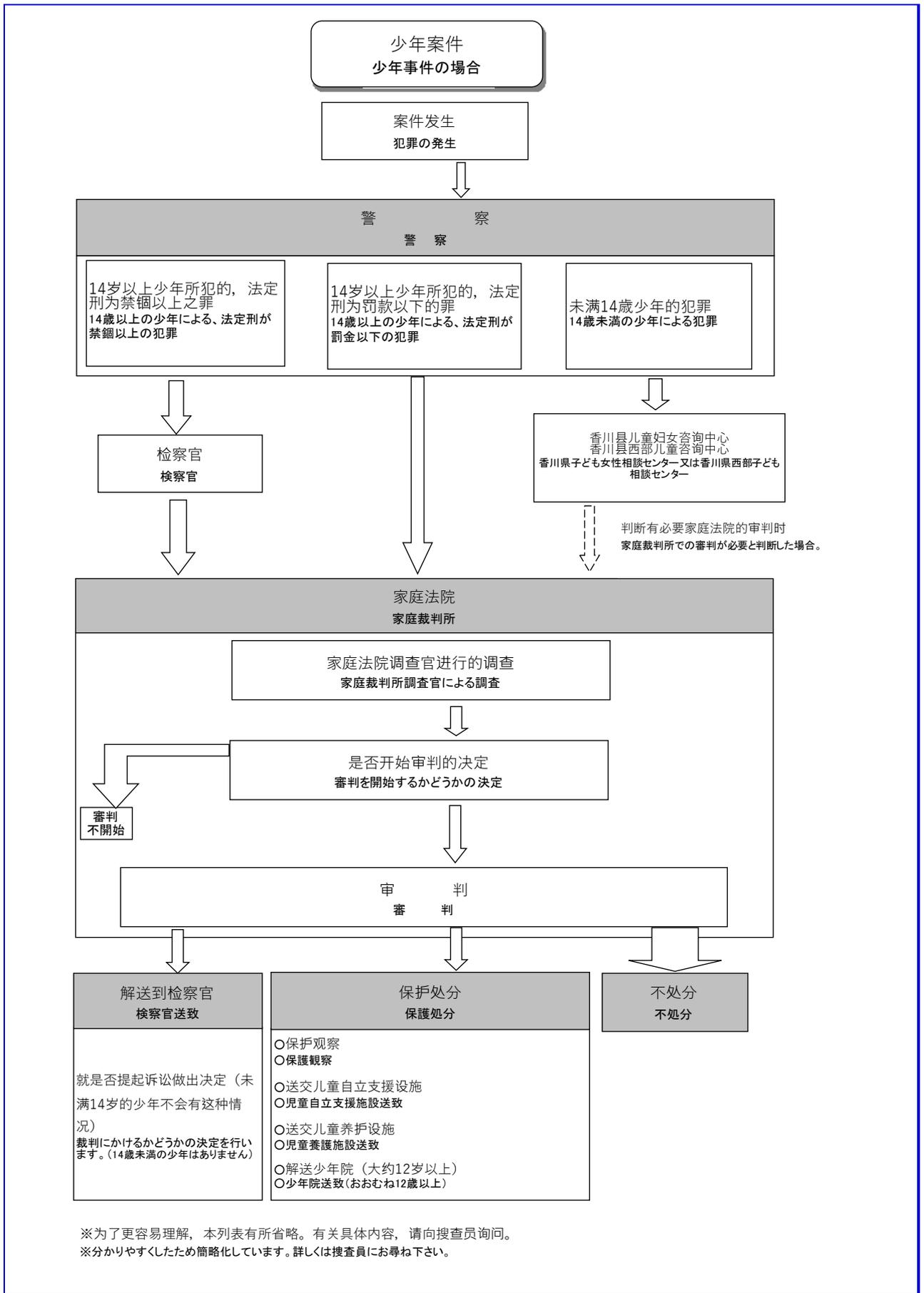
家庭法院对移交来的案件，如果认定需要由法官直接审理以决定如何处分少年，则启动审判程序。

家庭裁判所では、送られてきた事件について、少年に対する処遇を決めるため、裁判官が直接審理することが必要であると認められる場合は、審判手続を開始します。

※ 未满 14 岁少年的情况，程序有所不同。

14 歳未満の場合は手続に違いがあります。





## 配合捜査的请求

### 捜査への協力のお願い

为了捜査上的需要，可能会请求大家予以配合。有可能因此给大家带来负担，但是对于处罚加害人非常重要，希望大家予以配合。

被害者等の方には、捜査のため次のようなお願いをすることがあります。ご負担をおかけしますが、加害者を処罰するのに非常に重要なことですので、ご協力をお願いします。

#### ● 听取事件经过

##### 事情聴取

捜査人員将向受害人详细地询问受害状况和加害人的样貌特征。有时还会制作供述笔录。

捜査員が、交通事故にあわれた状況や交通事故の届出をした状況などについて、被害者等の方から事情をお聴きします。供述調書を作成することもあります。

虽然大家可能不愿回忆或提及，但为了查清加害人有必要询问的。详细情况越清楚，捜査工作越顺利，所以请予以配合。

思い出したくないこと、言いたくないことなどがあるかもしれませんが、交通事故の原因究明と加害者の特定に欠くことができないもので、詳しいことが分かるほど、早期の事件解明につながりますのでご協力をお願いします。

検察官也有可能询问事件经过。

検察官からも事情を聞かれることがあります。

#### ● 证据的提交

##### 証拠品提出

可能需要被害人提交被害时穿着的衣服和携带的物品等，将其作为证据。

被害者の方が被害当時に着ていた服や持っていた物などを、事件解決につながる証拠品として提出していただくことがあります。

- ・ 提交的物品，如果不需要作为证据予以保管，则会及时归还给提交者。

証拠品として提出していただいた物は、保管の必要がなくなれば速やかにお返しします。

- ・ 在有必要继续保管该证据物品的情况下，如果提交者提出了要求，也可能临时归还。

その証拠品をまだ保管する必要がある場合でも、所有者の方の請求により、仮にお返しできる場合もあります。

● 对现场勘验等的在场见证

実況見分等の立会い

在有些事故的实况调查，警察为了查明事故的真相和证明有犯罪的事实，可能要求大家在场见证。

事件によっては、原因の解明や犯罪の立証のため、事故現場での状況説明に立ち会っていただくことがあります。

## 警察的被害人支援

### 警察による被害者支援

警察对于交通事故被害人设有各种支援和联络制度。

警察では、交通事故の被害者等の方に対する支援や連絡の制度があります。

- ◇ 对于交通事故发生不久的，心神不定的被害人，警察职员陪同被害人接受搜查状况的说明，对未来的不安接受咨询。

交通事故が発生して間がない、精神的に動揺されている被害者等の方に、警察職員が付き添うなどして、捜査状況の説明や今後の不安について相談を受けるなどの活動を行っています。

- ◇ 被害人等会非常关注案件搜查的进展如何，是否逮捕了加害人，加害人受到的刑事处分如何，等等。

被害者等の方は、事故の捜査はどうなっているか、加害者は捕まったのか、加害者の刑事処分はどうなったのかなどについて、大きな関心を持っておられると思います。

警察为回应这些关注，尽可能向被害人提供如下信息。有些被害人可能因不愿回忆案件而不愿有任何联络。在此情况下，请向负责的搜查员告诉一下。

警察では、このような疑問に少しでもお応えするため、可能な限り次のような情報をお知らせしています。ただし、事件のことを思い出したくないので知らせてほしくない方もいらっしゃると思います。その場合には、担当捜査員にお話してください。

#### 〈交通事故对方向的刑事处分相关事项〉

##### 事故の相手方に関すること

- 加害人的地址、姓名和年齢等  
加害者の住所、氏名及び年齢等
- 交通事故发生的时间和地点  
交通事故の発生日時、場所
- 捜査状況  
捜査状況

警察提供这些信息。

などに関する情報をお知らせします。

〈交通事故对方的刑事处分相关事项〉

事故の相手方の処分に関すること

- 加害人的拘捕状況  
加害者の検挙情報
- 加害人的処分状況  
加害者の処分状況
- 就将案件所解送到的检察厅、起诉/不起诉等处分结果、以及提起公诉的法院  
送致先検察庁、起訴・不起訴等の処分結果、起訴された裁判所

警察提供这些信息。

などに関する情報をお知らせします。

※ 在加害人为少年的情况下，如果告知该少年的地址、姓名等，被认定为有可能危害其健康成长时，则在不妨碍搜查工作的范围内，告知监护人的地址、姓名等。

加害者が少年の場合は、少年の住所、氏名等を連絡することにより、少年の健全育成を害するおそれがあると認められるときは、捜査に支障のない範囲内で、保護者の住所、氏名等を連絡します。

提供行政处分相关信息  
行政処分に関する情報提供

对于造成交通事故的加害人，除刑事处分之外，还会由公安委员会做出取消执照或暂停执照的行政处分。

交通事故を起こした加害者には、刑事処分とは別に、運転免許の取消しや停止処分の行政処分が公安委員会により行われます。

警察如受到要求，就会有关行政处分的结果和“听证”提供以下信息。

警察では、行政処分の結果や「意見の聴取」について、お問い合わせいただければ、次の情報提供を行います。

◆ 行政処分的內容

行政処分の內容

向交通事故的遺屬和因交通事故而造成重度後遺殘障的被害人等，告知對該事故加害人給予的行政處分內容（取消駕駛執照或暫停執照效力之類，如為暫停則還包括暫停的天數）

交通死亡事故及び交通事故により重度後遺障害を負った被害者等の方に対して、当該事故の加害者に対して行った行政処分の内容（運転免許の取消し・効力の停止の別、停止の場合にはその日数）をお知らせします。

# 汽车保险

## 自動車保険制度

### 【汽车损害赔偿责任和任意保险】

#### 自賠責保険と任意保険

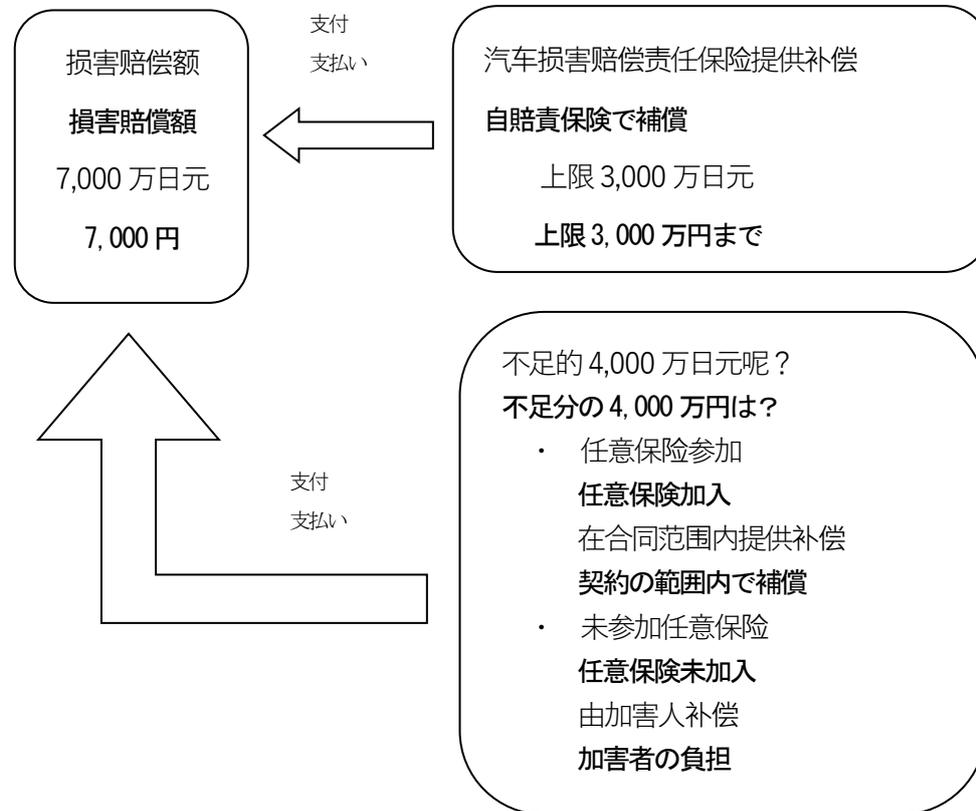
汽车保险分为被称为强制保险的汽车损害赔偿责任和任意保险和任意保险。

自動車保険には、強制保険と呼ばれる自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）と任意保険があります。

汽车损害赔偿责任保险 自賠責保険	对 照 对 比	任意保险 任意保険
必须参保（义务） 加入しなければならない（強制）	参 保 加 入	任 意 任 意
人身伤害和财产损失 人身損害のみ	对 象 对 象	人身伤害和财产损失 人身損害及び物損
死亡 3,000 万日元 死 亡 3,000 万円 伤害 120 万日元 傷 害 120 万円 后遗残障 75 万~4,000 万日元 後遺障害 75 万~4,000 万円	支付限额 支払い限度額	最高可补偿至保险合同的限额 保険契約の限度額までの補償
<p>人身伤害基本上由汽车损害赔偿责任保险提供补偿，当损害赔偿额超出限额时，超出的部分由任意保险提供补偿。</p> <p>人身損害の場合は、基本的に自賠責保険から補償され、損害賠償額が限度額を上回ったときは、上回った分は任意保険により補償されることとなります。</p> <p>例如，汽车损害赔偿责任保险的上限为 3,000 万日元，如因死亡事故而需要 7,000 万日元的损害赔偿额，不足的 4,000 万日元将由加害人参加的任意保险或被害人参加的人身伤害保险等提供全额或部分补偿。</p> <p>例えば、死亡事故で損害賠償額が 7,000 万円となった場合、自賠責保険で上限 3,000 万円が補償され、不足分の 4,000 万円は、加害者側加入の任意保険や被害者加入の人身傷害保険等により、その全額又は一部が補償されます。</p>		

如通过这些保险获取的补偿额仍未达到损害赔偿额，或相关人员未参加这些保险，则由加害人自身进行赔偿。

これらによっても補償額が損害賠償額に満たない場合や、関係者がこれらの保険に未加入の場合は、加害者自身が賠償することとなります。



#### <汽车损害赔偿责任保险求偿>

##### 自賠責保険の請求

加害人或被害人向财产保险公司提交交通事故证明书和诊断书等资料，要求支付损害赔偿额。

加害者又は被害者が、損害保険会社に対して、交通事故証明書、診断書等の書類を提出して損害賠償金の支払いを請求します。

##### ● 被害人求償

##### 被害者請求

被害人及其家属可直接向对事故对方的汽车所签订车险合同的财产保险公司要求支付损害赔偿额。

被害者やご家族が、直接、事故の相手方の自動車について契約している損害保険会社に対して損賠賠償金の支払いを請求することができます。

● 加害人求償

加害者請求

支付了损害赔偿金的驾驶人或汽车所有人可向参保的财产保险公司要求支付保险金。

損害賠償金を支払った運転者又は自動車の所有者が、契約先損害保険に対して保険金を請求することができます。

● 求償期

請求できる期間

求償类别 請求区分	开始时间 いつから	截止时间 いつまでに
伤害 傷害	交通事故发生 事故発生	事故发生后 3 年以内 事故発生から 3 年以内
后遗残障 後遺障害	症状稳定日 症状固定	自症状稳定日起 3 年以内 症状固定から 3 年以内
死亡 死亡	死亡 死亡	自死亡日起 3 年以内 死亡から 3 年以内

※ 所谓症状稳定日，是指症状已趋于稳定，即使进行医学上普通认可的医疗也没有希望获得疗效的时候，由医生进行判断。

症状固定日とは、症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待できなくなったときを言い、医師により判断されます。

※ 对于 2010 年 3 月 31 日之前发生的事故，求償期分别为 2 年以内。

平成 22 年 3 月 31 日以前に発生した事故については、申請できる期間がそれぞれ 2 年以内となります。

※ 有关求償的具体程序，请咨询财产保险公司。

具体的な手続は、各損害保険会社にお問い合わせください。

## < 暫付金制度 >

### 仮渡金制度

被害人等为了避免因交通事故而造成生活困穷，在达成和解之前，可向财产保险公司要求支付暂付金，用来充抵当前的费用。

被害者等が交通事故によって生活に困ることのないよう、示談が成立する前において、当座の出費に充てるために、仮渡金を損害保険会社に請求することができます。

## < 任意保険求償 >

### 任意保険の請求

有关保险金求偿的具体程序，请咨询参保的财产保险公司。

保険金請求の具体的な手続については、各損害保険会社にお問い合わせください。

## 【汽车损害赔偿保障事业】

### 自動車損害賠償保障事業

针对无法得到汽车损害赔偿责任保险补偿的情况，由政府设有保障制度。

自賠償保険で保障を受けられない方のために、国の保障制度があります。

## 〈对象的交通事故〉

### 対象となる交通事故

- 肇事后逃跑，没有查明肇事者。  
ひき逃げされ、犯人が判明しない。
- 肇事者没有参加汽车损害赔偿责任保险。  
事故を起こした相手が、自賠償保険に加入していない。
- 因事故对方驾驶的汽车为被盗的，而无法得到汽车损害赔偿责任保险的补偿。  
事故の相手方の車が盗難車で自賠償保険が使えない。

※ 求償手続在财产保险公司、JA 分店受理。

保険請求は、損害保険会社、JA 各支店で受け付けます。

汽车损害赔偿责任保险（包括共济保险）和政府保障事业的差异

自賠償保険（共済）と政府の保障事業の違い

汽车损害赔偿责任保险（包括共济保险） 自賠償保険（共済）		政府的保障事业 政府の保障事業
加害人和被害人 加害者及び被害者	求償者 請求者	仅为被害人 被害者のみ
根据死亡、伤害及后遗残障等程度，以人身事故为对象支付赔偿金。 死亡、傷害、後遺障害に応じて人身事故の損害を対象に支払われます。	支付限额 支払い 限度額	等额于汽车损害赔偿责任保险的赔偿金。如得到了社会保险的补助，则扣除该金额来支付。 自賠償保険と同額となりますが、社会保険による給付があれば、その金額を差し引いて支払われます。
如果被害人也有重大过失时，会减少赔偿金额。 被害者に重大な過失のあった場合に減額されます。	减少赔偿金额等 減額等	会适用民法上的过失相抵。 民法上の過失相殺が適用されます。

<其他赔偿请求>

その他の賠償請求

被害人等除了向加害人本人之外，还可向汽车所有人和运输公司等要求赔偿财产损失和精神损害。

被害者等の方は、加害者本人のほかに、自動車の所有者や運送業者等に対して財産的損害、精神的損害の賠償請求を行うことができます。

※ 损害赔偿与刑事程序是分开的，因此请理解警方不能直接参与。

損害賠償請求は、刑事手続とは別個のもので、警察が直接関与できないことをご理解ください。

## 由各种支援和救济机构实施的福利制度

### 各種援助・救済機関が行う福祉制度

#### ★ 独立行政法人汽车事故对策机构（NASVA）

独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）

全国通用电话号码 0570-000738

ナビダイヤル

H P <http://www.nasva.go.jp/>

#### ☆ 高松办事处

高松主管支所

地址：高松市福岡町 3-3-6

住所 高松市福岡町 3-3-6

电话 087-851-6963

電話

- 向车祸遗和重度后遗残障者的子女，提供初中毕业前的无息贷款。  
中学卒業までの交通遺児、重度後遺障害者の子弟への無利子貸付
- 向因交通事故而造成重度后遗残障，并需要看护的人支付看护费。  
交通事故により重度後遺障害が残った方で、介護が必要となった方への介護料の支給
- 向因交通事故而造成重度后遗残障者，提供短期住院或入住福利设施所需费用的补助。  
交通事故により重度後遺障害が残った方が病院や福祉施設に短期で入院・入所する費用の助成
- 受理看护相关资讯和车祸遗孤生活资讯等  
介護に関する相談、交通遺児の生活相談等の受付

#### ★ 日本司法支援中心（爱称“法 Terrace”）

日本司法支援センター（法テラス）

呼叫中心 0570-079714

コールセンター

H P <http://www.houterasu.or.jp>

☆ 香川地区办事处 (法 Terrace 香川)

香川地方事務所 (法テラス香川)

地址：高松市寿町 2-3-11 高松丸田大厦 8 楼

住所：高松市寿町 2 - 3 - 11 高松丸田ビル 8 階

TEL 050-3383-5570

日本司法支援中心是一个由日本政府设立的机构，目的是保障无论在日本的何处，都能得到解决法律纠纷所需信息和服务。

国民が、全国どこでも法的な紛争の解決のために必要な情報や法律支援サービスの提供が受けられる社会の実現を目指して国が設立した公的な機関です。

## “公益社団法人香川被害人支援中心”の支援

### 「公益社団法人かがわ被害者支援センター」による支援

“香川被害人支援中心”是对犯罪被害人及其家属通过电话和面谈咨询等，以支援解决苦恼并进行心理护理的民间公益社団法人，被认定为能够妥当可靠地实施犯罪被害人的支援，由香川县公安委员会被指定为犯罪被害人等早期援助团体。

「かがわ被害者支援センター」は、犯罪被害にあわれた方やそのご家族に対し、電話相談や面接相談などを通じて、悩みの解決や心のケアを支援する公益社団法人で、犯罪被害者支援を適正且つ確実に行うことができると認められ、香川県公安委員会から、犯罪被害者等早期援助団体に指定された団体です。

#### ● 电话咨询

##### 電話相談

087-897-7799

周一到周五 10 点到 16 点

月曜日～金曜日 10 時～16 時

※ 节假日・年初年末除外

祝日・年末年始を除きます。

#### ● 面谈咨询

##### 面接相談

将根据必要而实施。（需事先预约）

必要に応じて、実施します。（予約制）

#### ● 直接支援

##### 直接支援

根据被害人的要求，实施陪同前往医院和法庭等的支援。

ご要望に応じて、病院や裁判所などへの付添い支援を行っています。

#### ● 法律咨询

##### 法律相談

毎月两次由律师提供免费法律咨询。

毎月2回、弁護士による無料の法律相談を行っています。(予約制)

※ 第二和第四周三从13点至15点

第2、4水曜日 13時～15時

● 心理咨询

心理カウンセリング

毎月两次由临床心理师提供免费咨询。(需事先预约)

毎月2回、臨床心理士による無料のカウンセリングを行っています。(予約制)

※ 第一和第三周三从9点至12点

第1、3水曜日 9時～12時

香川县公共安全委员会指定犯罪被害人等早期援助组织

香川県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

公益社団法人香川被害人支援中心

公益社団法人かがわ被害者支援センター

地址：高松市天神前7-18

住所 高松市天神前7-18

H P <http://sien-kagawa.sakura.ne.jp>

免费咨询

相談は無料です。

咨询内容不会泄露到外部。

相談内容が外部にもれることはありません。

负责人

担当者

香川县 香川県	派出所 警察署	科 課	系(股) 係
------------	------------	--------	-----------

姓名  
氏名

电话 - - (分机 )  
電話 内線

发表于 2019 年 4 月

2019年4月発行

香川县警察本部

香川県警察本部